

学校感染症による出席停止期間の基準について

学校感染症にかかったときは、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。

その他関係法 同施行令 第6条、第7条、同施行規則第18条、19条、第20条、第21条

出席停止の期間は感染症により異なります。

☆第1種：治癒するまで

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱
ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS)
中東呼吸器症候群(MERS) 鳥インフルエンザ(H5N1型)

☆第2種：疾病により異なる

新型コロナウイルス感染症	発生後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで ※発症日を 0 日目とする
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで ※発症日を 0 日目とする
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと 認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

☆第3種：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで (登校再開の時期は医師の指示に従う)

コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎 その他の感染症(状況によっては出席停止になるもの) 都度、要確認

〈留意点〉

- ・学校感染症の出席停止になるのは医療機関を受診し、医師の診断を受けたものに限りません。
- ・インフルエンザ等、予防接種のための欠席は出席停止扱いにはなりません。